

令和5年度

監 査 報 告 書 IV

(行政監査)

飯 田 市 監 査 委 員

6 飯監第 4 号
令和 6 年 4 月 30 日

飯田市長 佐 藤 健 様
飯田市議会議長 熊 谷 泰 人 様

飯田市監査委員 吉 田 賢 二
飯田市監査委員 戸 崎 博
飯田市監査委員 原 和 世

監査結果の報告について

地方自治法第199条第2項の規定により実施した、令和5年度行政監査の結果を、同条第9項の規定及び飯田市監査基準に準拠し報告します。

なお、同条第14項の規定により、監査結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知してください。

第1 監査の種類

地方自治法第199条第2項の規定による行政監査

第2 監査のテーマ

負担金、補助金及び交付金（以下、「負担金等」という。）について

第3 監査の対象

監査委員の合意により、次の負担金等について対象とした。

- (1) 市民協働環境部 共生・協働推進課「ムトス飯田支援事業交付金」
- (2) 産業経済部 農業課「飯田市農業振興センター事業負担金」
- (3) 危機管理部 危機管理課「消防団交付金」

第4 監査の着眼点

- (1) 負担金等は地方自治法第232条の2で「公益上必要がある場合」において、補助をすることができることとなっている。このことにより、明確な公益性があるか。
- (2) 負担金等の目的に、妥当性があるか。
- (3) 負担金等の交付は、市の政策的課題の解決につながるものか。
- (4) 負担金等交付規則に定められた申請から交付決定、確定までの一連の処理において、内容確認や適切な処理が行われているか。
- (5) 負担金等の額に妥当性はあるか。（同じ金額を前例踏襲で支払っていないか。）
- (6) 特定の団体等に特権的な恩恵を与えるものではないか。既得権化されていないか。
- (7) 負担金等の要綱について、必要に応じて改正を行っているか。
- (8) 交付先の会計処理や事業等のチェックを、必要に応じて適切に行っているか。

第5 監査の主な実施内容

対象の3課に対し、令和2年度から令和5年9月末日までに交付した負担金等について、次の内容がわかる調書を求めた。

- (1) 負担金等を交付している団体等（以下、「団体等」という。）
- (2) 団体等の概要（法的根拠、市の施策の位置付け等）
- (3) 担当部署の関わり方
- (4) 負担金等を交付する目的
- (5) 負担金等を交付する根拠
- (6) 負担金等の算出の基礎
- (7) 団体等への負担金等の金額及び年度ごとの経過
- (8) 団体等への負担金等の交付手続に係る書類のうち該当するもの
 - ① 団体等の概要（組織図、規約）
 - ② 団体等からの負担金等交付申請書、総勘定元帳、予算書及び事業計画等
 - ③ 負担金等の決定に係る決裁文書
 - ④ 支出負担行為決議書
 - ⑤ 負担金等交付決定書通知
 - ⑥ 団体等からの実績報告書（事業報告書・決算報告書）
 - ⑦ 負担金等交付確定書通知
 - ⑧ 請求書及び支出命令書等、支払いに係る書類一式

- ⑨ 概算払いの場合は、精算命令書
- (9) その他
- ① 負担金等の効果及び条件履行の確認方法
 - ② 団体等に対する負担金等以外の支出の有無
 - ③ 団体等に対する別の負担金等の有無
 - ④ 団体等が行っている事業に類似する、別団体が行っている事業に対する負担金等の交付の有無
 - ⑤ 負担金等を交付する目的や事業への問題及び課題

これらの調書に加え、「補助金等交付規則（昭和 45 年 7 月 15 日規則第 31 号）」、「事務事業実績評価表」等を監査参考資料とし、予備監査及び面接監査により課等の長及び関係職員から説明を聴取した。

第6 監査の期間

令和 5 年 12 月 5 日から令和 6 年 4 月 30 日まで

(予備監査は令和 6 年 1 月 16～17 日に実施。面接監査は令和 6 年 1 月 30 日に実施。)

第7 監査の結果

監査の結果、負担金、交付金及び補助金等についてはその目的に沿い、概ね適正に交付されていることを認めたが、次のとおり改善の検討を要する事項があったので、内容を十分把握して、それぞれ必要な措置を講じられたい。

【監査結果件数】

対象部署名	監査結果件数		
	指摘事項	指導事項	検討要望事項
共生・協働推進課	0	0	0
農業課	0	0	1
危機管理課	0	0	4
合 計	0	0	5

【監査結果の区分】

指 摘 事 項	財務等に関する事務の執行について、是正又は改善を求めるもの
指 導 事 項	是正又は改善を求める事項のうち、軽微なもの
検討要望事項	制度又は運用について改善の検討を求めるもの、複数の部署に対して統一的な指導を求めるもの

【指摘事項】

なし

【指導事項】

なし

【検討要望事項】

- (1) 農業課と農業委員会事務局の事務所の賃借料については農業課からみなみ信州農業協同組合へ支払っているが、同じ事務所に所在する農業振興センター及びNP0 法人みどりの風はそれぞれ別人格であるにもかかわらず賃借料の負担がない状態であるため、賃借料の徴収についての考え方を整理されたい。

【農業課】

- (2) 消防団交付金については、毎年多額の繰越金が発生しているため、今後のあり方を検討されたい。

【危機管理課】

- (3) 団本部・各分団が同水準の経理ができるよう、予算・決算書における支出科目の統一に関するガイドラインを設けるなど、主管課として管理・監督されたい。

【危機管理課】

- (4) 団本部会計の監査については団本部の構成員が監査を行っていることを認めた。第三者による外部監査となるよう検討されたい。

【危機管理課】

- (5) 飯田市消防団条例第 12 条では「団員の給与及び手当金は、交付金として毎年度予算の範囲内でこれを支給する。」とあるが、予算の範囲内における交付金の積算根拠を明確にして透明性を高められたい。

【危機管理課】

第8 監査結果に基づき講じた措置の報告（地方自治法第 199 条第 14 項の規定に基づくもの）

＊次年度の定期監査(後期)時に措置後の成果や状況の回答を求める

1 令和 5 年度 監査報告書Ⅳ（行政監査）検討要望事項

検討要望事項	措置状況
(1) 農業課と農業委員会事務局の事務所の賃借料については農業課からみなみ信州農業協同組合へ支払っているが、同じ事務所に所在する農業振興センター及びNP0 法人みどりの風はそれぞれ別人格であるにもかかわらず賃借料の負担がない状態であるため、賃借料の徴収についての考え方を整理されたい。	(1) 農業課と同じ事務所内にある農業委員会の賃借料については農業課でまとめて支払っている。また、農業振興センター及びNP0法人みどりの風については、団体の性格に鑑みて、賃借料についてはみなみ信州農業協同組合から免除されている。 ご指摘いただいた行政財産以外の場所にて行政と同居し、同じ目的に取り組む別人格組織の賃借料負担の考え方については庁内で統一した見解が必要と考えるので今後整理をしていく。 【農業課】

検討要望事項	措置状況
(2) 消防団交付金については、毎年多額の繰越金が発生しているため、今後のあり方を検討されたい。	(2) 今回の監査対象は、コロナ禍により消防団の活動や行事が中止または縮小を余儀なくされた年度になるため、本来必要な予算執行ができなかったことが、多額の繰越金発生の主要因である。 当課で管理する4会計については、令和5年度から年度途中の執行状況をみて、交付金額を確定するよう改めているが、さらに今後は、コロナ禍の影響がなかった令和5年度の活動状況等を踏まえて、必要経費の積算根拠を改めて精査し、繰越金も勘案した交付金額とするよう団本部及び分団と協議を進めていく。 【危機管理課】
(3) 団本部・各分団が同水準の経理ができるよう、予算・決算書における支出科目の統一に関するガイドラインを設けるなど、主管課として管理・監督されたい。	(3) 団本部・各分団と令和6年中に支出科目統一に関するすり合わせを行い、当課消防団係から団本部会及び分団長会に支出科目が統一された予算・決算書の様式案を示した上で、団本部と18個分団の支出科目の統一を令和7年度会計から始めていく。 【危機管理課】
(4) 団本部会計の監査については団本部の構成員が監査を行っていることを認めた。第三者による外部監査となるよう検討されたい。	(4) 団本部会計の監査については、第三者による外部監査が想定し得ないため、令和5年度会計からは、本部分団長ではなく18個分団の分団長から監査員を選考し監査することになっている。 【危機管理課】
(5) 飯田市消防団条例第12条では「団員の給与及び手当金は、交付金として毎年度予算の範囲内でこれを支給する。」とあるが、予算の範囲内における交付金の積算根拠を明確にして透明性を高められたい。	(5) コロナ禍の影響がなかった令和5年度の活動状況等を踏まえて、必要経費の積算根拠を改めて精査する。 また、わかりやすい交付金のあり方も念頭に置き、積算根拠をより明確にして透明性を高め、団本部及び各分団に示していく。 【危機管理課】